

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

- 1 計画期間 平成 30 年 8 月 1 日～平成 35 年 7 月 31 日
- 2 目標及び対策について

(1) 目標及び対策 1

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について、周知を行い、また、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行います。

(2) 目標及び対策 2

育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できるようにするため、育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取り組みを行います。

(3) 目標及び対策 3

子どもを育てる職員が利用できる措置として、子どもを育てる職員が申し出た場合、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げを可能とする制度の周知を行います。

(4) 目標及び対策 4

子育てを行う職員の職員宿舎への入居に関する配慮として、子育てを行う職員が職員宿舎への入居を希望した場合、空室がある限り入居できることの周知を行います。

(5) 目標及び対策 5

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を職員に対して行うとともに、各種申請の手助けをします。

(6) 目標及び対策 6

子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施として、ケアプラザが所在する地域において、積極的に近隣の幼稚園等の子どもをケアプラザに招き、施設行事に参加する機会を設けることとします。また、近隣の小中高校などの職業体験等の依頼についても、地域貢献の一環として積極的に受け入れます。